

◆ 火の元につけましょう ◆



土地区画整理事業の工事に伴う通行止めについて

(都市建設課)

土地区画整理事業の施行に伴い、次のとおり県道西関宿栗橋線の通行止めを実施します。

工事期間中は通行止め(片側)等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願ひします。

屋外広告物の表示には許可が必要です

(都市建設課)

まちの中には、様々な種類の「屋外広告物※」があります。

これらの屋外広告物を表示するときは、原則として市町村長の許可を受ける必要があります。

まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

※屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のごときで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などに掲出されたものなどをいいます。

○主な規制の例

自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合(自家広告物)や次の場合は、禁止地域でも表示することができません。

- 工事期間 11月初旬から
- 工事箇所 江川地内
- 施工業者 小沢道路(株)
- お問い合わせ (都市建設課)

- ・都市建設課
- 五霞IC周辺地区推進室
- ☎(84)3347 (直通)
- ・清水建設(株)
- 五霞IC工事現地事務所
- ☎(84)3810

・広告物の合計面積が5㎡以下で、許可基準に適合する場合  
・広告物の合計面積が100㎡以下(第1種禁止地域にあつては、合計面積が建築物の規模に依りて定められた面積以下で、一の広告物の面積が15㎡以下)で、許可基準に適合し、町長の許可を受けた場合

○屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。  
許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

- 都市建設課
- 五霞IC周辺地区推進室
- ☎(84)3347 (直通)

五霞町木造住宅耐震診断士派遣事業木造住宅の耐震診断を支援します

(都市建設課)

この事業は、次の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を行い、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識啓発を図ることを目的とした事業です。

○対象住宅

耐震診断の対象となる住宅は、町内に建築されていて、次の要件の全てに該当するものです。また、対象住宅の所有者が税の滞納をしていないことが条件です。(所有者が複数の場合は代表者)

- (1) 一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る。)で、2階以下のもの。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工され、建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時において建築基準法に該当しなかった場合を除く。
- (3) 在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。(丸太組工法及びプレハブ工法など)のような特殊な工法により建築されているものは対象外)

- 診断費用(個人負担) 一戸あたり2千円
- 募集戸数 先着10戸
- 受付時間 午前8時30分〜午後5時15分
- 必要書類
- (1) 申込書
- (2) 建築時期及び延床面積が確認できるもの
- (3) 概略平面図(建築確認申請書があればその写し)

- お申し込み方法 都市建設課に備え付け、または町公式ホームページから申込

書をダウンロードし、所定の事項を記入のうえ都市建設課までお申し込みください。

○お申し込みから診断までの流れ  
申込受付後、内容の審査を行い、派遣の有無を決定し通知を発送します。

派遣が決定した方については、個人負担金納入のご案内を同封します。

なお、派遣が決定した方には、診断士が直接日程の調整を行い、診断に伺うこととなります。円滑な日程調整と診断にご協力をお願いします。

○お申し込み期限 12月11日(金)まで(閉庁日を除く。なお、定数に達し次第終了します。)

※ご注意ください  
町で関係している木造住宅の耐震診断助成は本制度のみです。派遣する木造住宅耐震診断士が、補強工事の見積の提示や補強工事の契約の勧誘をすることはありません。

疑わしいセールス等には十分ご注意ください。

- お問い合わせ・受付窓口 都市建設課
- 五霞IC周辺地区推進室
- ☎(84)3347 (直通)